

高岡市危険ブロック塀等除却支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊等による災害を未然に防止することを目的として、転倒及び倒壊の危険性のあるブロック塀等の除却又は除却及び設置（以下「危険ブロック塀等の除却等」という。）を行う者に対する補助金の交付に関し、高岡市補助金等交付規則（平成17年高岡市規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 危険ブロック塀等 次のいずれかに該当するもの（既に倒壊しているものを除く。）をいう。
 - ア 補強コンクリートブロック造で、別表第1に掲げる基準を1項目でも満たしていない塀
 - イ 組積造で、別表第2に掲げる基準を1項目でも満たしていない塀
 - ウ 鉄筋コンクリート組立塀で、別表第3に掲げる基準を1項目でも満たしていない塀
- (2) 避難場所 高岡市における指定緊急避難場所・指定避難所一覧に掲載されているもののうち、申請地から近い任意の指定緊急避難場所をいう。
- (3) 避難路 住宅等から避難場所へ通じる道路で、以下のいずれにも該当しない道路をいう。
 - ア 避難の際に避難場所に向けて、誰も通らない道路
 - イ 道路と危険ブロック塀等の間に、幅90cmを超える水路がある道路

(補助金の交付対象者)

第3条 市長は、危険ブロック塀等の除却等を行う者で、次のいずれかに該当する者（市税を滞納している者を除く。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

- (1) 危険ブロック塀等の所有者又は管理者（法人を含む。）
 - (2) 前号に規定する者から委任を受けた者
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を交付しないものとする。
- (1) 設置するブロック塀等が、建築基準法（昭和25年法律第201号）に適合していない場合
 - (2) 第5条の規定による交付の申請前に除却等の工事を行った場合
 - (3) 同一敷地内にある危険ブロック塀等の除却等に関して、過去にこの要綱に規定する補助金の交付を受けた場合
 - (4) 他の補助制度による補助金の交付を受けた場合

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）、補助対象額及び上限額は、別表第4のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 補助対象事業に係る補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、高岡市危険ブロック塀等除却支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 高岡市危険ブロック塀等除却支援事業 事業計画書（様式第2号）
- (2) 高岡市危険ブロック塀等除却支援事業 収支予算書（様式第3号）
- (3) チェックリスト（様式第4号又は様式第5号。ただし、除却する危険ブロック塀等が鉄筋コンクリート組立塀の場合は、提出を要しない。）

- (4) 除却前の現況写真（別表第1から別表第3までに掲げる基準を満たさない箇所の状況がわかるもの）
 - (5) 付近見取図
 - (6) 新設する塀の平面図・立面図等（塀の設置を行う場合に限る。）
 - (7) 工事費見積書
 - (8) 市税の納税証明書（課税がない者にあつては、非課税証明書）
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 申請者は、第7条第1項の規定による交付決定通知を受けた後、工事に着手するものとする。

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。

（決定の通知）

- 第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、高岡市危険ブロック塀等除却支援事業費補助金交付決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前条の審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金を交付しない旨を申請者に通知するものとする。

（変更等）

- 第8条 補助金の交付決定通知を受けた者は、補助金の交付の決定を受けた後において、補助対象事業の内容若しくは予算の変更又は補助対象事業の中止をしようとするときは、高岡市危険ブロック塀等除却支援事業費補助金変更（廃止）承認申請書（様式第7号）を市長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、市長が当該変更を軽微な変更と認めるときは、この限りでない。
- 2 市長は、前項の規定による承認をしたときは、高岡市危険ブロック塀等除却支援事業費補助金変更（廃止）承認通知書（様式第8号）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

- 第9条 補助事業者は、補助対象事業の工事の完了後、高岡市危険ブロック塀等除却支援事業 実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添付し、提出しなければならない。
- (1) 高岡市危険ブロック塀等除却支援事業 事業実績書（様式第10号）
 - (2) 高岡市危険ブロック塀等除却支援事業 収支決算書（様式第11号）
 - (3) 補助対象事業に要した費用の支払が確認できる書面の写し
 - (4) 除却等の工事写真（着工前、工事中及び完了時）
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項に規定する実績報告書の提出期限は、申請年度の2月末までとする。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、その内容を審査及び必要に応じて行う現地調査等の結果、補助対象事業が適切に実施されたと認めるときは、高岡市危険ブロック塀等除却支援事業費補助金確定通知書（様式第12号）により補助金の額を通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第11条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、高岡市危険ブロック塀等除却支援事業補助金交付請求書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条の規定により請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、補助事業者に当該請求額を交付するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、規則第17条に基づき、補助対象事業に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、第10条の規定による補助金の確定があった後においても適用する。

(報告、検査及び指示)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助対象事業の施行上必要な指示をし、又はその他関係書類について検査することができる。

(補助金の流用の禁止)

第15条 補助事業者は、交付を受けた補助金を他の用途に流用してはならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、富山県が実施する富山県木造住宅耐震改修等支援事業費補助金の交付が終了した場合は、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(別表第1) 補強コンクリートブロック造

区分	基準
高さ	2.2m以下
厚さ	10cm以上 (高さ2m超2.2m以下の場合、15cm以上)
控え壁	(高さ1.2m超の場合)長さ3.4m以下ごとに、 高さの1/5以上突出した控え壁がある。
基礎の有無	コンクリート造の基礎がある
基礎の根入れ深さ	(高さ1.2m超の場合)30cm以上
劣化状況	著しい傾き又はひび割れがない
鉄筋の有無	内部に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm以下の間隔で配筋されている
鉄筋の定着	縦筋は壁頂部及び基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされている

(別表第2) 組積造

区分	基準
高さ	1.2m以下
厚さ	その部分から壁頂までの垂直距離の1/10以上
控え壁	塀の長さ4m以下ごとに、厚さの1.5倍以上突き出した控え壁がある
基礎の有無	コンクリート造の基礎がある
基礎の根入れ深さ	20cm以上
劣化状況	著しい傾き又はひび割れがない

(別表第3) 鉄筋コンクリート組立塀

区分	基準
傾き	著しい傾きがない
ひび割れ	ひび割れがない

(別表第4) 補助対象事業、補助対象額及び上限額

補助対象事業	補助金交付額	
	補助対象額	上限額
避難路に面する危険ブロック塀等の除却のみを行うもの	補助対象事業に係る経費×2/3 (千円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。)	120,000円
避難路に面する危険ブロック塀等を除却し、新たに塀を設置するもの	1及び2で求めた額の合計額とする。	120,000円
	1. 除却に係る経費×2/3 (千円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。)	
	2. 塀の設置に係る経費×2/3 (千円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。)	60,000円

備考 補助対象事業に係る経費の上限額は、補助対象となる塀の長さ(m)×80,000円
(1m未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。)